

県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課）…………… 1
- 公 告**
- 貸金業者の登録の取消し（県民生活課）…………… 2
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）…………… 2
- 公安委員会事項**
- 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則による遊技機の型式検定…………… 3
- 選挙管理委員会事項**
- 石垣市議会議員一般選挙の議員の欠員の繰上補充における当選の効力に関する審査の申立てに対する
裁決…………… 4
- 名護市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決…………… 16
- 収用委員会事項**
- 収用の裁決手続開始の決定…………… 29
- その他**
- 行政書士試験合格者の発表…………… 30

告 示

沖縄県告示第47号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり東風平町小城第二土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年1月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	仲座康敬	八重瀬町字小城51番地
理事	仲座喜榮	八重瀬町字小城196番地の1
理事	仲座亀吉	八重瀬町字小城36番地
理事	仲座政治	八重瀬町字小城162番地の1
理事	仲座仁助	八重瀬町字小城87番地
理事	神谷清	八重瀬町字小城119番地
理事	神谷清春	八重瀬町字小城375番地
理事	仲座秀光	八重瀬町字小城312番地の2
理事	仲座真勇	八重瀬町字小城187番地の1
理事	仲座明	八重瀬町字小城602番地
理事	仲座徳一	八重瀬町字小城245番地の1
理事	神谷勲	八重瀬町字小城158番地
理事	神谷繁雄	八重瀬町字小城151番地

理事	神谷寿雄	八重瀬町字小城130番地
理事	神谷博	八重瀬町字志多伯85番地
監事	金城繁	八重瀬町字小城83番地
監事	国吉真純	八重瀬町字上田原118番地
監事	仲座誠繁	八重瀬町字小城43番地

任期 平成18年10月19日から平成22年10月18日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	仲座康敬	八重瀬町字小城51番地
理事	仲座喜榮	八重瀬町字小城196番地の1
理事	仲座亀吉	八重瀬町字小城36番地
理事	仲座清助	八重瀬町字小城56番地
理事	仲座政治	八重瀬町字小城162番地の1
理事	金城清和	八重瀬町字小城10番地
理事	仲座仁助	八重瀬町字小城87番地
理事	神谷清	八重瀬町字小城119番地
理事	神谷清春	八重瀬町字小城375番地
理事	仲座秀光	八重瀬町字小城312番地の2
理事	仲座真勇	八重瀬町字小城187番地の1
理事	仲座明	八重瀬町字小城602番地
理事	仲座徳一	八重瀬町字小城245番地の1
理事	神谷勲	八重瀬町字小城158番地
理事	神谷繁雄	八重瀬町字小城151番地
監事	金城繁	八重瀬町字小城83番地
監事	神谷一夫	八重瀬町字小城110番地
監事	仲座誠繁	八重瀬町字小城43番地

公 告

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により、同法第3条第1項の規定による貸金業者の登録を次のとおり取り消した。

平成19年1月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 商号又は名称 第一商会
- (2) 氏名又は代表者の氏名 桑江常義
- (3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県那覇市首里石嶺町3丁目214番地の19座波第3アパート2B
- (4) 登録番号 沖縄県知事（N1）第03927号
- (5) 登録年月日 平成17年6月20日
- (6) 行政処分の年月日 平成19年1月23日

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成19年3月16日まで縦覧に供する。

平成19年1月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成19年1月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人EAE

- 3 代表者の氏名 池宮城武仁
 4 主たる事務所の所在地 沖縄県名護市字瀬高35番地1
 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県民と沖縄を訪れる全ての人に対して、海浜環境保全、地域活性化、雇用拡充支援に関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第9号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成19年1月30日

沖縄県公安委員会

遊技機の種類	型 式 名	型式試験番号	製 造 業 者	検定番号
ぱちんこ	スーパービジョンフ ァインプレー	6P115800	愛知県春日井市桃山町1丁目127番 地 マルホン工業株式会社	6P1158
ぱちんこ	CRAスーパービジ ョンファインプレー V	6P119400	愛知県春日井市桃山町1丁目127番 地 マルホン工業株式会社	6P1194
ぱちんこ	CRぱちんこアタッ クナンバーワンV6 4TF5	6P122900	愛知県名古屋市中区錦3丁目24番4 号 京楽産業、株式会社	6P1229
ぱちんこ	CRぱちんこアタッ クナンバーワンV6 4TF6	6P123100	愛知県名古屋市中区錦3丁目24番4 号 京楽産業、株式会社	6P1231
ぱちんこ	CR超絶合体SRD ・CW	6P125500	愛知県名古屋市中区丸の内2丁目11 番13号 株式会社サンセイアールア ンドディ	6P1255
ぱちんこ	CR研ナオコ・歌は 宇宙を救うVS	6P126400	愛知県名古屋市中区鶴舞2丁目2 番18号 奥村遊機株式会社	6P1264
ぱちんこ	CRAサンダーバー ドIIIW	6P114800	大阪府大阪市中央区内本町1丁目1 番4号 株式会社藤商事	6P1148
ぱちんこ	CRプロジェクトミ ネルヴァKJ	6P125000	東京都台東区東上野2丁目11番7号 株式会社オリンピア	6P1250
ぱちんこ	CRプロジェクトミ ネルヴァMJ	6P121700	東京都台東区東上野2丁目11番7号 株式会社オリンピア	6P1217
ぱちんこ	CRプロジェクトミ ネルヴァVJ	6P121900	東京都台東区東上野2丁目11番7号 株式会社オリンピア	6P1219
ぱちんこ	CR新世紀エヴァン ゲリオン・奇跡の価 値はMF	6P126100	東京都渋谷区渋谷3丁目29番10号 株式会社ビスティ	6P1261
ぱちんこ	CR新世紀エヴァン ゲリオン・奇跡の価 値はSF	6P120000	東京都渋谷区渋谷3丁目29番10号 株式会社ビスティ	6P1200

ばちんこ	CR新世紀エヴァン ゲリオン・奇跡の価 値はVF	6P122200	東京都渋谷区渋谷3丁目29番10号 株式会社ビスティ	6P1222
ばちんこ	CR新世紀エヴァン ゲリオン・奇跡の価 値はXF	6P122800	東京都渋谷区渋谷3丁目29番10号 株式会社ビスティ	6P1228
回胴	デビルメイクライス リー	6S108800	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号 サンシャイン60 株式会社ロデオ	6S1088
回胴	ヤスダダイサーカス 竹	6S073900	大阪府大阪市北区本庄東1丁目1番 10号 株式会社バルテック	6S0739
回胴	スーパーボムS	6S117700	大阪府吹田市豊津町14番12号 株式 会社SNKプレイモア	6S1177
回胴	リングにかけろ1	6S072500	愛知県名古屋市東区大幸1丁目10番 15号 株式会社銀座	6S0725
回胴	ワールドワイドワダ アキコ	6S112700	東京都台東区東上野2丁目20番1号 株式会社アトム	6S1127

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第4号

当委員会は、平成18年9月10日執行の石垣市議会議員一般選挙の議員の欠員の繰上補充における当選の効力に関する審査申立てに対し、裁決したので、次のとおりその要旨を告示する。

平成19年1月30日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

裁 決 書

沖縄県石垣市新栄町54番地の9

マンションチョンリン4A-5

審査申立人 仲嶺 忠 師 (37歳)

沖縄県那覇市久茂地1丁目2-20

OTV国和プラザ805

審査申立人代理人

弁護士 宮崎 政久

弁護士 野崎 聖子

弁護士 伊東 幸太朗

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から、平成18年11月7日付けをもって提起された同年9月10日執行の石垣市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）の議員の欠員の繰上補充における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙の議員の欠員の繰上補充における当選の効力に関し、平成18年10月12日付けで石垣市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、市委員会は同年10月19日付けで、この申出を棄却する旨決定をした。

申立人は、これを不服として当委員会に対し、同決定を取消し、本件選挙の議員の欠員の繰上補充による当選人富里八重子（以下「富里候補」という。）の当選を無効とする旨の裁決を求めて、審査の申立てをしたものである。

その理由とするところを審査申立書及び反論書をもとに要約すれば、次のとおりである。

- 1 本件選挙においては、当初の開票で、開票総数が投票総数よりも7票多いという異常事態となり、その後の再集計により、翌11日午前1時30分ころになってようやく、投票総数25,804票、有効投票25,502票、無効票301票、持ち帰り1票との開票結果が確定した。本来、適正に、かつ遺漏のないよう執行されるべき開票作業において、票の数え損じという不祥事が生じたことは選挙の公正に対する信頼を揺るがすのみならず、その後の再集計作業においても果たしてその結果を信用できるものなのか、はなはだ疑問であり、開票作業の公正さへの信頼は著しく毀損され回復したとはいえないのであるから、改めての票の開披点検の必要性は非常に高い。従って、票の開披点検をなさずに下された市委員会の棄却決定は取消されるべきである。

特に本件では、平成18年9月29日、一度は16位で当選した亀谷善一が、公職選挙法（昭和25年法律第10号。以下「公選法」という。）違反の被疑事実で逮捕されたことから議員を辞職し、次点で落選した富里候補が、繰り上げ当選となったという事情がある。市委員会発表の開票結果によれば、申立人と富里候補とは、その得票数において、715票と716票という1票差であるところ、前記のように、開票作業に不手際があり、確定結果に対する信用性が著しく低い本件選挙においては、市委員会の発表する1票差の確定結果をにわかに信ずることはできない。仮に票の数え損じがあれば、当選人が異なることとなるのは明らかであるから、再度の数え直しを求めるものである。

- 2 本件選挙では、市委員会から、無効票が301票あったと発表されているが、これは投票総数の1パーセントを超える数字であり無視できるものではない。これら無効票とされる投票の中には、無効票として処理することが不適切であり、有効票として処理されるべき票が混在している蓋然性が極めて高い。

公選法及び判例は、投票について、可能な限り選挙人の投票意思を読み取り、有効票として扱うべきことを求めているのであり、どのようにも確定できない記載の場合に初めて例外的に無効とするべきだとしているのであるが、これらの無効票が公選法とこれまでの判例によって培われてきた無効票判断の基準に沿って処理されているものかを確認するためには無効票のすべてを開披点検して明らかにするしかないのであって、票の開披点検をせずに、棄却決定をなした市委員会の手続は不当であり、その決定は取消されるべきである。

- 3 本件選挙には立候補者として、申立人の他に、中山義隆（以下「中山候補」という。）、仲間均（以下「仲間候補」という。）がいた。いずれの候補者もその氏名の最初に、「仲」または「中」の文字があり、前述の公選法及び判例の趣旨からすれば、投票に「なか」、「ナカ」、「中」、「仲」等の記載があれば、投票者の投票意思を汲み取って、有効な投票と扱うべきであり、無効票として取り扱うべきものではない。すなわち、「なか」、「ナカ」の記載があれば、上記3者いずれかの候補者への投票と判断すべきものであるし、「仲」の記載があれば、申立人または仲間候補への投票と判断すべきなのである。そして、そのような票は、複数名の候補者への投票として有効とし（公選法第68条の2第1項）、得票数に応じて按分すべきなのである（同4項）。特に、申立人の姓である「仲嶺」という漢字は「嶺」の字の画数が多く、高齢の選挙人等には記述が困難な人もいるであろうことは想像に難くない。そういった選挙人の中には、「嶺」の字を省略したり、書き損じたりした者もいるであろうことが考えられるのであるから、票の判読には慎重な判断が要求されるのである。例えば、投票用紙から「仲」という文字のみが読み取れた場合、当該投票は無効とすべきではなく、仲間候補もしくは申立人への投票として有効とし、当該候補者の得票数に応じて按分すべきなのである。このような処理が適正妥当であるにもかかわらず、本件選挙では、上記のような票の記載では、どの候補者への投票か明らかではないとして、無効票として処理してしまい、有効票として按分していない。このことは、市委員会発表の開票結果での申立人の得票数が整数であることから明らかである。無効票として処理された票の中には、「なか」、「ナカ」、「仲」などの単独の記載または解読が困難な文字とあわせての記載の票があったのであるから、なんら検討もせずに異議申出を棄却した市委員会の決定は不当であり、取り消されるべきである。

また、開票作業（選挙）立会人であった大浜誠氏は、無効票として処理される票のなかに、一見すると判別が困難な文字が記載された疑問票があったことを目撃している。そして、全体として解読が困難であり、どの候補者に投票されたか判断できない、と開票管理者（選挙長）が判断すれば、無効票として処理されるであろうとも述べている。しかし、判別しづらいことの一事を以て、安易に無効票とすることは、判例の趣旨からいっても妥当ではなく、その解読に努めて、なお判別が不可能な場合に限り無効とすべきである。従って、判別困難を理由に無効票として処理された票の判読が本当に不可能なのか否かを再度

検証するために、改めての票の開披点検が必要なのである。

投票のなかには、「仲」の字は判読できるものの、それに続く文字が複雑煩瑣で解読が困難な票が存在した。そして、このような記載では、どの候補者に投票したものが分からない、として無効票として処理された。しかしながら、判読が困難であることと不可能であることとは、明白に異なるのであって、それを明らかにするためにも、上記のような開披点検が必要である。また、判読が可能か否かの判断に際しては、単にその対象となる文字1字のみを見て判断するのではなく、他の文字や立候補者の氏名等との関係をも考慮して、判読に努めるべきである。例えば、「仲」の字は判読できるものの、それに続く文字が複雑煩瑣で解読が困難な票であれば、「仲」の付く候補者は、申立人と仲間候補の二人であるのであるから、当該複雑煩瑣な文字が「間」とは判読できないのであれば、それは「嶺」の字を表すものであると判断すべきなのである。上述のように「嶺」の字は、「間」の字に比べれば、画数も多く、複雑なのであるから、複雑煩瑣な文字が「嶺」を表していることは明確といえる。

以上のように、疑問票の判断においては、選挙人の投票意思を最大限汲み取った上で、非常に慎重な判断が要求されるのであるから、申立人の異議申出に対して、票の開披点検をすることなく、棄却した市委員会の決定は速やかに取り消されるべきである。

- 4 このように一見すると判別が困難な疑問票の多くが無効票として処理されたであろう理由として、開票（選挙）立会人の構成があげられる。開票（選挙）立会人は候補者からの届け出によって最大10人が設けられ（公選法第62条）、開票管理者（選挙長）の決める投票の効力に対し意見を述べることができる（公選法第67条）。法が、開票（選挙）立会人の制度を設けているのは、「候補者の利益を代表するものをして、これら事務が公正に行われているか否かを監視するためである」（昭和27年12月5日最高裁判決）。しかしながら、開票（選挙）立会人は各候補者の届け出によって選出される者であり、いってみれば各開票（選挙）立会人は届出を行った各候補者の支持者であるので、自己が支持しない候補者への票となりうる疑問票について意見を求められれば、無効票であるとの意見を述べることは想像に難くない。となれば、自然と、疑問票については、ほぼすべての立会人が無効票とすべきであるとの意見を述べることとなり、これらの意見を聴いた開票管理者（選挙長）は、開票（選挙）立会人の多くが無効票との意見を述べる疑問票を有効票であると判断することは事実上困難になり、結果的に無効票と判断することになってしまうのである。疑問票の処理についてこのような処理方法が採られている限り、本来有効票として扱われるべき疑問票の多くが無効票として処理されている蓋然性が高い。

従って、無効票が無効票として適正に処理されたのかを判断するためには、もはや票の開披点検しか手段はないのである。

- 5 以上のように、本件選挙における申立人と富里候補との得票数の差は市委員会の発表によれば1票であり、票の開披点検の必要性が非常に高いにもかかわらず、申立人が異議申出において求めた票の開披点検を行わなかった市委員会の棄却決定は不当であり、取り消されるべきであることは明らかである。

また、申立人への有効票となるべき票が無効票として処理されている可能性のある本件選挙の開票作業では、無効票の開披点検はもちろんのこと、万全を期すために、無効票のみならず、すべての票の開披点検を行うべきであり、この点でも、市委員会には何らの瑕疵はなかったとして、1票の開披点検を行うこともなく、出された棄却決定は不当であって、取り消されるべきである。

- 6 市委員会の委員の1人である宇根永太郎氏も、申立人が市委員会になした異議申出に対し、1票差で落選となった申立人に対し理解を示し、票の開披点検を行うべきであるとの意見を有している。惜しむらくは、市委員会において、4名の委員のうち2対2と意見が分かれ、最終的には委員長長の決裁によって棄却決定が出されたことである。

市委員会においては、異議申出の審議内容について議事録が作成されていたのであるから、市委員会に対し、その提出を求め、市委員会の出した棄却決定が不当であったことを確認していただきたい。

なお、票の開披点検に際しては、その立会人として申立人本人並びに代理人の立会を求める。

申立人としては、開披された票を立会人として拝見した上で、新たな主張を加えることも考えている。

- 7 以上の事情からすれば、開披点検がなされれば、富里候補が繰上当選することはなかったのであるから、富里候補の当選は無効である。

裁決の理由

当委員会は、審査の申立てについて、適法なもの認め、これを受理し、市委員会からは弁明書を、申立人にはこれに対する反論書を提出させ、本件申立ての内容及び議員の欠員の繰上補充による当選人とそ

れに伴う次点者（申立人）の得票差が接近していることに鑑み、本件選挙の関係書類及び市委員会が保管する本件選挙の全投票について、その梱包及び封印に異常がないことを確認して開披点検を行い、その後申立人から任意に提出された追加意見書及び市委員会から提出された同意見書に対する弁明書も参酌しながら、申立人の主張するような票の存在等の事実の有無について慎重かつ厳正に調査・審理を尽くした結果は次のとおりである。

1 選挙会の決定

申立人は、平成18年9月10日執行の本件選挙における立候補者であり同日開催の選挙会（公選法第79条の規定による開票事務との合同の選挙会）において得票数715票と決定され、富里候補の得票数716票に対し、その差1票で落選人と決定されたことは記録上明らかである。

2 投票の開披点検

当委員会は、本件審査申立ての事実の有無について究明するため、平成18年12月13日、職権に基づき投票の開披点検を行った。

開披点検は、本件選挙の全候補者に対して、各候補者の有効投票の点検中の立会いを可能とし、申立人、利害関係者である富里候補、申立人の主張する氏名等類似者である仲間候補、中山候補の有効投票及び無効投票については、申立人、申立人代理人、富里候補、富里候補の関係人及び仲間候補、中山候補並びに市委員会の立会いのもとに慎重かつ厳正に行った。

開披点検においては、申立人、富里候補の有効投票及び無効投票については、当委員会が特に点検を要すると認めたものを、それら以外の各候補者の有効投票については、申立人及び富里候補の有効投票とすべき投票の混入の有無に重点をおいて点検を行い、疑義のあると思われるものをそれぞれ抽出した。なお、計数機により行った全投票の計数結果と選挙録記載の各票数等に相違はなかった。

その結果は、次のとおりである。なお、仲間候補の投票の中には特に点検を要すると認めるものはなく、申立人が反論書で主張していた「なか」、「ナカ」、「仲」などの単独の記載及び解読が困難な文字とあわせての記載の票は無効投票には存在しなかった。

甲（中山候補の有効投票から抽出したもの）	8票
乙（申立人の有効投票から抽出したもの）	6票
丙（富里候補の有効投票から抽出したもの）	10票
丁（無効投票から抽出したもの）	2票
戊（伊良皆候補の有効投票から抽出したもの）	3票
計	29票

なお、個々の投票の記載内容は、別表のとおりである。

3 抽出票に対する判断

個々の投票の記載について考えるに、記載文字の不鮮明、拙劣、不完全、誤字、脱字、あて字、文字の転倒等の正確な記載でない場合であっても、投票の効力を決定するに当たっては、公選法第68条の規定に反しない限り、その記載によって何人に投票したか選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効としなければならないことは、同法第67条後段の法意より明らかである。（昭和23年11月30日大阪高裁判決）

また、候補者制度を採る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定すべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であっても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべきである。（昭和31年2月3日最高裁判決）

しかし、投票を有効と認定できるのは、投票の記載自体から選挙人が候補者の何びとに投票したのかその意思を明認できる場合でなければならない。公選法第67条が、同法第68条（無効投票）の規定に反しないかぎりにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない旨を規定するのも、この趣旨を明示したものにほかならない。もつとも、選挙人の投票意思の認定にあたっては、その選挙における諸般の事情を考慮して判断することが許されないものではなく、また、投票の記載についても、ある程度の記載文字の拙劣、誤字、脱字等が存在しても、その故をもって、ただちに投票意思の明認を妨げるものとはいえない。しかし、投票の記載によつては投票意思を明確にしがたいものを、その記載と特定の候補者の氏名との若干の類似性を手がかりとして、選挙人はつねに候補者中の何びとかに投票するものという推測のもとに、これを右特定の候補者の得票と解するような判定の仕方はにわかには容認しがたい。（昭和42年9月12日最高裁判決）

なお、投票用紙に記載された氏名が一の候補者の氏と他の候補者の名とから成っていて、氏も名も全く

関連のない二人以上の候補者の氏と名を完全に混記した投票（いわゆる完全混記投票）が公選法第68条第7号（現第1項第8号）の「公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」として無効な投票に扱われることは確定された判例であり、かつ行政実例も学説もこれに従う異論をみない取扱いであって、今日では社会通念とすらなっているところである。（昭和57年3月4日最高裁判決）

このような観点から本件の投票（抽出票）の効力について順次検討する。

(1) 中山候補の有効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表甲に記載された（1）及び（5）ないし（8）については、1文字目は、人偏ではあるが、「なか」と読み、2文字目は、まちがいなく「山」と記載されている。他に「仲山」という氏の候補者はおらず、1文字目は音感も同じであることから「中」の誤記と解するのが相当である。

なお、申立人はその追加意見書において、中山候補が選挙運動期間の内外を問わず、様々な場面で自己紹介する際に「ニンペンのない中山です。」等述べていたことや選挙運動期間中、ポスター、名刺、講演会用立て看板などに「中山」と記載していたことなどを選挙における諸般の事情とし、また、「仲山」の「山」は申立人の「嶺」を省略して記載し、申立人への投票とした選挙人が存在した旨主張しているが、そもそも審査申立の審理については、職権主義により進められ、当委員会は、申立人の主張に拘束されず、その自由な判断により、調査を行い、その結果に基づいて裁決をすることができるものである。当委員会としては、申立人の主張を容れ、開剥点検を実施し、その結果に基づいて慎重かつ厳正に審理を尽くしているものであり、同意見書に左右されずに調査結果に基づいて判断を下すものであるが、敢えて意見を述べれば、全有権者への浸透の度合いの証明がなく、いずれも憶測の範囲内にある独自の見解であると言わざるを得ないものである。

（2）ないし（4）についても、1文字目は、人偏ではあるが、「なか」と読み、2文字目は、まちがいなく「山」と記載されており、3文字目以降には「よしたか」と中山候補の名が明確に記載されている。よって、他に「仲山」という氏の候補者はおらず、1文字目は音感も同じであることから、「中」の誤記と解するのが相当である。

従って、（1）から（8）の各投票は、いずれも中山候補の有効投票と解するのが相当である。

(2) 申立人の有効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表乙に記載された（1）は、3文字目は、「ニ」又は「こ」とも読めるが、間に薄い一本線が入っているようにも見え、又、4文字目と3文字目の第3画目が重なっているようにも見える。4文字目は「ネ」の走り書きと判断できる。よって、全体的に見て「ナカミネ」と判読することができる。

（2）は、2文字目が「ガ」と記載されているが、1文字目が「ナ」で始まり、4文字中3文字が申立人の氏と一致している。また、他に、「ナガミネ」という氏の候補者もいないことから、全体的に見て、「ガ」を「カ」に濁点を付した「カ」の誤記と解するのが相当である。

（3）は、2文字目が「ガ」と記載されているが、1文字目は「ナ」で始まっており、5文字目以降には「タダシ」と申立人の名が明確に記載されている。よって、（2）と同様に2文字目の「ガ」を「カ」に濁点を付した「カ」の誤記と解するのが相当である。

（4）は、1文字目は片仮名の「ナ」、2文字目は平仮名の「か」、3文字目はやや右寄りに記載されている片仮名の「ミ」、4文字目は「ミ」のやや左下に「ネ」の第4画目が欠如したか、或いは第3画目が「ミ」との間にある点となっているようにも見える。4文字目の下に何を書いてあるのか明確には判読できないが、その運筆の具体等から「ね」の走り書きのようにも見える記載がある。この記載は4文字目の片仮名の「ネ」を記載したが明確に記載できなかったため、更に平仮名の「ね」を走り書きで付け足したものとも解せられる。よって、字数としては5文字となっているように見えるが全体として「ナカミネ(ね)」と判読することができる。

（5）は、全体的に稚拙な記載で、1文字目と2文字目は明確ではないが、その運筆の具合等から、それぞれ「な」、「か」として、計3文字で「なかみ」と読むことができる。他に、氏が「な」で始まる候補者は申立人の他に仲間候補と中山候補の2名いるが、3文字目に「み」がくる候補者は申立人のみである。又、名が「な」で始まる候補者も他にいない。よって、3文字目の「み」が明確に記載されていることから、4文字目の「ね」を書き忘れたか脱落したものと解するのが相当である。

（6）は、全7文字のうち2文字（氏4文字中1字、名3文字中1字）が申立人の氏名と不一致となっているが、全体的に見て4文字目の「ラ」が「ネ」の誤記或いは「ネ」の3画目と4画目が欠落したものの、6文字目の「ケ」は「タダシ」の「ダ」を誤記して「タケシ」と記載したものと解することができ、

又、「タカシ」という名の候補者は1名（池城孝（以下「池城候補」という。））いるものの「タケシ」という名の候補者は他にいない。

従って、(1) から (6) の各投票は、いずれも申立人の有効投票と解するのが相当である。

(3) 富里候補の有効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表丙に記載された(1)、(2)、(4)及び(7)、(8)は、氏の2文字目がいずれも一致し、名が(1)では「八エコ」、(2)では、「八重子」、(4)及び(7)、(8)では「ヤエ子」と明確に記載されている。1文字目は「宮」と読めるが、他に「宮里」という氏の候補者はいないことから、全体的に見て、1文字目の「宮」は「富」と同じウ冠で字の旁が類似していることから、「富」を「宮」と誤記したか、或いは略して記載したものと解するのが相当である。

(3)は、氏の2文字目が一致し、名は「ヤエ」と1文字脱落しているが、名に「ヤエ」がつく候補者は他にいない。1文字目は「宮」或いは「富」の一部が欠落した文字と見ることもできるが、いずれにしても他に「宮里」という氏の候補者はいないことから、全体的に見て、前述の(1)等と同様に、「富」を「宮」と誤記したか、或いは略して記載したものと解するのが相当である。

(5)は、1文字目が「フ」と記載されているが、「富」は「フ」とも読め、「富里」は「フサト」と読まれることも多い。又、他に「フサト」という氏の候補者はおらず、名も「ヤエ子」と明確に記載されていることから、全体的に見て、氏の「富」を「富士山、富豪」等と同じく「フ」と読んで誤記したものと解するのが相当である。

(6)は、2文字目が「へ」と記載されているが、「へ」は「〇〇へ」と記載して「〇〇エ」と発音することが多いなど「へ」と「エ」の誤記は十分考えられ得る。又、「ゑ」は歴史的仮名遣いでは「へ」と書くが、現代仮名遣いでは、助詞「へ」以外はすべて「え」と書く。文語調では、「エ」は「へ」とも読まれている。3文字目は「ユ」とも見えるが、「コ」と書こうとして勢いあまって飛び出したものとも解せられる。なお、他に氏名がそれぞれ「ヤ」で始まる候補者は氏はなく、名は富里候補のみであることから、全体的に見て、「ヤエコ」の誤記等と解するのが相当である。

(9)は、2文字目が「山」と記載されているが、1文字目は「富」、名の3文字は明確に「ヤエ子」と記載されている。又、他に「富山」という氏の候補者もないことから、全体的に見て、2文字目の「里」を「山」と誤記したものと解するのが相当である。

(10)は、2文字目は「イ」と記載されているが、八重山地方の方言では「ヤエヤマ」は「ヤイマ」という具合に「エ」は「イ」と発音され表記もされている。1文字目と3文字目は、それぞれ明確に「ヤ」、「コ」と記載されており、又、他に氏名がそれぞれ「ヤ」で始まる候補者は氏はなく、名は富里候補の他にいないことから、全体的に見て、「ヤエコ」と記載しようとして「ヤエ」を「ヤイ」と発音して記載したものと解するのが相当である。

なお、富里候補の抽出票に対して申立人はその追加意見書において、(1)、(2)、(4)及び(7)ないし(9)について、選挙人が、あえてことさらに別人の姓を記述しているのであるから、これを誤記と見るべきではなく、これらを富里候補の有効投票と見るべき選挙における諸般の事情も見あたらない。(5)については、その音も文字も明確に別人を表している。(6)については、誤記であると判断すべき選挙における諸般の事情が何ら見あたらない。(10)については、全国的に有名な歌手である矢井田瞳の愛称であり、「ヤイコ」が特に富里候補の愛称や通称等として通用していた選挙における諸般の事情は全く見られないのであるから、いずれも富里候補の有効票ではない、若しくは無効票である旨主張しているが、当委員会は、公選法及び判例の趣旨に則り、投票の記載自体及びその語感、発音等により捉えられ得る範囲内で選挙人が候補者の何人に投票したかの意思が明認できる場合であるかどうかを慎重かつ厳正に判断し、いずれも上記のように解したものである。

(4) 無効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表丁に記載された(1)は、4文字中最初の1字を除いた3文字が申立人の氏と明確に一致しているが、1文字目はその運筆の具合等から判断して「タ」であり、「ナ」と判読することはできない。2文字目以降の3文字が続けて申立人の氏と一致しているが、石垣市内にはかつて市議を5期勤めていた高嶺善伸という現職の現在2期目の県議会議員がおり、酒造所を経営するなど同市内ではかなりの著名人と考えられることについて疑いの余地がない事実があることから、同県議の氏のみを記載したのも考えられ、申立人の名を書こうとして、1文字目を「タ」と誤記したものなのか、いずれにしても投票者の意思を明白に判断することができないことから、公職の候補者の何人を記載したかを確認し難い

投票として、無効投票と解せざるを得ない。

(2)は、7文字中5文字が申立人と一致し、氏が「ナカミネ」の候補者も申立人1名のみとなっているが、名が「ヒトシ」と明確に記載され、他の候補者である仲間候補と入嵩西整（以下「入嵩西候補」という。）の名「ヒトシ」と完全に一致している。また、選挙録において「ヒトシ」のみの記載はこの2名の候補者に按分されている事実も確認できることから、申立人の氏と仲間候補及び入嵩西候補の名をいずれも完全明確に記載したいわゆる完全混記投票であり、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断し難い場合（昭和32年9月20日最高裁判決）に該当することから、候補者の何人を記載したかを確認し難い投票として無効投票と解するのが相当である。

(5) 伊良皆候補の有効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表戊に記載された(1)は、全体的に稚拙な文字。記載全7文字中少なくとも5文字が伊良皆候補の氏名と一致。氏4文字については3文字目までが続けて一致し、名は1字脱落しているものの1文字目は「タ」、2文字目は筆跡からして「カ」と読め、3文字目は「ヲ」或いは「フ」に濁点が重なったようにも見え、2文字は伊良皆候補と一致している。なお、氏の最初の2文字は明確に「イラ」と記載されており、名の2文字目と3文字目も「ダシ」とは判読することができないことから、いずれにしても申立人の有効投票と判断することはできない。

(2)は、記載全4文字中、1文字目は2画目が若干飛び出してはいるが、その字形及び運筆の具体等から判断して「イ」と書こうとして勢いあまって若干飛び出したものと解せられ、2文字目は「ラ」、3文字目は「ミ」、4文字目は「ネ」の1画が欠落した文字のように見えるが、最初の3文字が「イラミ」と判読でき4文字中3文字目までが続けて伊良皆候補の氏と一致している。なお、1文字目の1画目の右下に読点のような点の記載があるが、全体的に見て無意識に鉛筆が投票用紙に接着したために生じた痕跡と見られ、有意の他事記載にはあたらないものと解する。

(3)は、4文字目が「ネ」と記載されているものの、最初の3文字が「イラミ」と明確に記載され、4文字中3文字目までが続けて伊良皆候補と一致している。3文字目と4文字目は仲嶺候補の「ミネ」とも一致しているが、全体的に見て、4文字目の「ナ」を「ネ」と誤記したものと解するのが相当である。

なお、氏又は名が「イ」で始まる候補者は、名はなく、氏は伊良皆候補の他に池城候補、石垣亨、石垣三雄、入嵩西候補の4名いるが、いずれも「イケシロ」、「イシガキ」、「イリタケニシ」である。

従って、(1)から(3)の各投票は、全体的に見て、いずれも伊良皆候補の有効投票と解するのが相当である。

4 申立人及び富里候補の有効投票

以上の検討の結果によると選挙会において決定された両者の得票数に修正がないことから、両者の得票数は、富里候補716票、申立人715票のままとなる。

なお、申立人は、市委員会が開披点検を行わずに棄却決定したことを不当であるとしているが、異議の申出の審理については、職権主義により進められ、選挙管理委員会は、申出人の主張に拘束されず、その自由な判断により調査を行い、その結果に基づいて決定をすることができるものであり、また、「公職選挙法第216条第1項において準用する行政不服審査法第28条による投票再点検の申立の採否は選挙管理委員会の自由な裁量により決することができるから、選挙管理委員会が投票再点検の申立てを容れることなく、本件選挙の投票を再点検しなかったことをもって、違法と目することはできない。」（昭和48年2月27日名古屋高裁判決）と判示されているところであることから、市委員会が異議の申出の決定に際し、投票の再点検を行わなかったことに何ら違法性はなく、申立人の主張は理由がない。

また、異議申出に対する市委員会の決定に対し、4名の委員のうち2対2と意見が分かれ、最終的には委員長が決裁によって棄却決定が出されたことは不当であり、その審議内容について議事録を提出させ、確認するよう求めているが、市委員会の弁明書にもあるとおり、委員会の議決については、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第190条において、出席委員の過半数を以てこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。したがって、委員長は、委員としての表決権と可否同数の場合における裁決権と双方を行使することができるのであるから、委員長の裁決は地方自治法の規定に基づいて適法になされているものであると考えられることから、当委員会としては議事録の提出を求める必要性はないものと判断しこれを提出させなかった。

従って、富里候補の得票数は、申立人のそれを1票上まわり、異議の申出を棄却した市委員会の決定は、

これを取消すべき理由はない。

よって、当委員会は、公選法第216条第2項において準用する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成19年1月19日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本 伸

別表 甲

番号	(1)	(2)	(3)
投票	候補者氏名	候補者氏名	候補者氏名
	仲山	仲山よしかたか	仲山よしかたか

番号	(4)	(5)	(6)
投票	候補者氏名	候補者氏名	候補者氏名
	仲山よしかたか	仲山	仲山

別表 甲

番号	(7)	(8)
投票	候補者氏名	候補者氏名
	仲山	仲山

別表 乙

番号	(1)	(2)	(3)
投票	候補者氏名	候補者氏名	候補者氏名
	ナカミチ	ナガミチ	ナカミチ ナカミチ

別表 乙

番号	(4)	(5)	(6)
投票	<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 ナカミ <small>ナカミ</small>	<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 ナカミ	<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 ナカミ ナカミ ナカミ

別表 丙

番号	(1)	(2)	(3)
投票	<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 宮里ハエ子	<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 宮里ハエ子	<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 宮里ハエ子

別表 丙

番号	(4)	(5)	(6)
投票	<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 宮里ヤエ子	<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 フサトヤエ子	<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 ヤノエ子

番号	(7)	(8)	(9)
投票	<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 宮里ヤエ子	<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 宮里ヤエ子	<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 宮田山ヤエ子

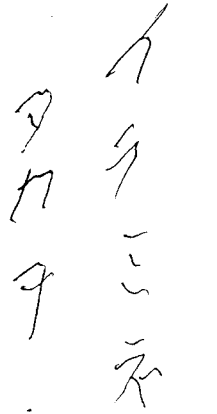
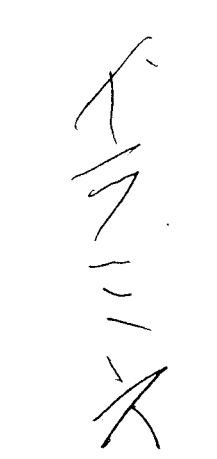
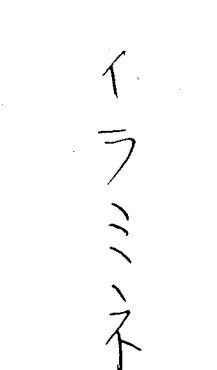
別表 丙

番号	(10)		
投票	<table border="1"> <tr> <td>こ う ほ し や し め い 候 補 者 氏 名</td> </tr> <tr> <td>カイコ</td> </tr> </table>	こ う ほ し や し め い 候 補 者 氏 名	カイコ
こ う ほ し や し め い 候 補 者 氏 名			
カイコ			

別表 丁

番号	(1)	(2)				
投票	<table border="1"> <tr> <td>こ う ほ し や し め い 候 補 者 氏 名</td> </tr> <tr> <td>タカミネ</td> </tr> </table>	こ う ほ し や し め い 候 補 者 氏 名	タカミネ	<table border="1"> <tr> <td>こ う ほ し や し め い 候 補 者 氏 名</td> </tr> <tr> <td>ナカミネヒトシ</td> </tr> </table>	こ う ほ し や し め い 候 補 者 氏 名	ナカミネヒトシ
こ う ほ し や し め い 候 補 者 氏 名						
タカミネ						
こ う ほ し や し め い 候 補 者 氏 名						
ナカミネヒトシ						

別表 戊

番号	(1)	(2)	(3)
投票	<div data-bbox="268 421 549 488" style="text-align: center;"> <small>こう ほ しゃ し めい</small> 候補者氏名 </div> <div data-bbox="268 488 549 972" style="text-align: center;">  </div>	<div data-bbox="657 421 938 488" style="text-align: center;"> <small>こう ほ しゃ し めい</small> 候補者氏名 </div> <div data-bbox="657 488 938 972" style="text-align: center;">  </div>	<div data-bbox="1046 421 1327 488" style="text-align: center;"> <small>こう ほ しゃ し めい</small> 候補者氏名 </div> <div data-bbox="1046 488 1327 972" style="text-align: center;">  </div>

沖縄県選挙管理委員会告示第5号

当委員会は、平成18年9月10日執行の名護市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査申立てに対し、裁決したので、次のとおりその要旨を告示する。

平成19年1月30日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

裁 決 書

沖縄県名護市字瀬嵩48番地

審査申立人 東恩納 琢 磨 (45歳)

那覇市樋川1丁目16番38号

パークサイドビル2F

審査申立人代理人

弁護士 池宮城 紀 夫

那覇市字楚辺236番地6

フラワーキャッスルマンション楚辺1-B

審査申立人代理人

弁護士 仲山 忠 克

那覇市泉崎2丁目2番地5

那覇民主診療所ビル4階

審査申立人代理人

弁護士 加藤 裕

弁護士 上原 智子

那覇市泉崎2丁目3番地の8

ロイヤルハイツ泉崎303

審査申立人代理人

弁護士 金 高 望

那覇市泉崎2丁目1番地4

大建ハーバービューマンション902

審査申立人代理人

弁護士 三宅 俊 司

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から、平成18年11月8日付けをもって提起された同年9月10日執行の名護市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件選挙における当選の効力に関する異議の申出に対し、平成18年10月17日付けで名護市選挙管理委員会がなした決定は取り消す。

本件選挙における当選人照屋全哲の当選は無効とする。

申立人を本件選挙の当選人であるとの確認を求める申立ては棄却する。

審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙の当選の効力に関し、平成18年9月20日付けで名護市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、市委員会は同年10月17日付けで、この申出を棄却する旨決定した。

申立人は、これを不服として当委員会に対し、同決定を取消し、本件選挙の最下位当選人照屋全哲（以下「照屋候補」という。）の当選を無効とし、申立人を当選人であると確認する旨の裁決を求めて、審査の申立てをしたものである。

その理由とするところを、審査申立書及び反論書をもとに要約すれば、次のとおりである。

- 1 本件選挙における当選人とされた照屋候補の得票数は729票、落選人（次点）とされた申立人の得票数は728票であり、その差はわずか1票である。検票もしないまま1票の重みも無視し、一般的な手続の適性（正）を言うに止まり、形式的判断のみをもって申出を棄却した市委員会の決定は違法である。
- 2 本件選挙には、類似の名前（名称）が多く、記載文言を精査すれば、本来申立人に帰属すべき票が、他候補者票に算入されている等の可能性が高い。
 - (1) 申立人（たくま、タクマ）と比嘉拓也（以下「比嘉候補」という。）（たくや、タクヤ）については、たくや、タクヤも申立人に対する有効投票と評価されるべきであるが、タクマの「マ」と「ヤ」とは、混同する可能性があり、申立人の有効投票とすべき票が、比嘉候補の有効投票に算入されている可能性

がある。

(2) 照屋候補（ぜんてつ、ゼンテツ）と仲村善幸（以下「仲村候補」という。）（ぜんこう、ゼンコウ）については、仲村候補に算入されるべき票が、照屋候補に算入されている可能性がある。

- 3 開票管理者（選挙長）及び10人の立会人の意見をもって、有効無効が決定されるというが、疑問票の全てに対応できるものではなく、手続の遡（狙）上にのらないまま疑問票が算定された可能性は否定できず、申立人の立会人も1人であったことから全票に目配りすることは不可能であり、疑問票が検査を素通りした可能性が高く、疑問票、無効票とされて、申立人の票として算定されていない票の存在の可能性が高い。
- 4 わずか1票の差によって、当落が交代するのであって、以上の事実は選挙の結果に影響を及ぼす重大な理由が存するというべきである。選挙は、民主主義の実現のために基礎となる極めて重要な制度であることから、その具体的な公正を担保するためにも、検票のうえ、本件審査に関する判断を行うべきである。

裁決の理由

当委員会は、審査の申立てについて適法なもの認め、これを受理し、市委員会からは弁明書を、申立人にはこれに対する反論書を提出させ、本件申立ての内容及び最下位当選人と次点者（申立人）の得票差が接近していることに鑑み、本件選挙の関係書類及び市委員会が保管する本件選挙の全投票について、その梱包及び封印に異常がないことを確認して開披点検を行い、申立人の主張するような票の混入等の事実の有無について慎重かつ厳正に調査・審理を尽くした結果は次のとおりである。

1 選挙会の決定

申立人は、平成18年9月10日執行の本件選挙における立候補者であり同日開催の選挙会（公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第79条の規定による開票事務と合同の選挙会）において得票数728票と決定され、照屋候補の得票数729票に対し、その差1票で落選人と決定されたことは記録上明らかである。

2 投票の開披点検

当委員会は、本件審査申立ての事実の有無について究明するため、平成18年12月27日、職権に基づき投票の開披点検を行った。

開披点検は、申立人、申立人代理人、利害関係者である照屋候補、申立人の主張する票の混入等の可能性がある比嘉候補及び仲村候補の代理人並びに市委員会の立会いのもとに慎重かつ厳正に行った。

開披点検においては、まず、全投票について、選挙録との照合を行った後、仲村候補、比嘉候補、申立人、照屋候補の各有効投票及び無効投票の中から、当委員会が特に点検を要すると認めたものを抽出した。なお、全投票についてまで詳細な点検を行わなかったのは、全候補者の有効投票について疑義が認められる事情が存在せず、また、得票の差から、最下位当選人より上位の当選人の当選が無効となる蓋然性がないものと判断されたからである。

その結果は、次のとおりである。なお、仲村候補の投票の中には特に点検を要すると認めるものはなかった。

甲（比嘉候補の有効投票から抽出したもの）	1票
乙（申立人の有効投票から抽出したもの）	3票
丙（照屋候補の有効投票から抽出したもの）	22票
丁（無効投票から抽出したもの）	1票
計	27票

なお、個々の投票の記載内容は、別表のとおりである。

3 抽出票に対する判断

個々の投票の記載について考えるに、記載文字の不鮮明、拙劣、不完全、誤字、脱字、あて字、文字の転倒等の正確な記載でない場合であっても、投票の効力を決定するに当たっては、公選法第68条の規定に反しない限り、その記載によって何人に投票したか選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効としなければならないことは、同法第67条後段の法意より明らかである。（昭和23年11月30日大阪高裁判決）

また、候補者制度を採る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定すべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であっても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべきである。（昭和31年2月3日最高裁判決）

しかし、投票を有効と認定できるのは、投票の記載自体から選挙人が候補者の何びとに投票したのかその意思を明認できる場合でなければならない。公選法第67条が、同法第68条（無効投票）の規定に反しな

いかぎりにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない旨を規定するのも、この趣旨を明示したものにほかならない。もつとも、選挙人の投票意思の認定にあたっては、その選挙における諸般の事情を考慮して判断することが許されないものではなく、また、投票の記載についても、ある程度の記載文字の拙劣、誤字、脱字等が存在しても、その故をもつて、ただちに投票意思の明認を妨げるものとはいえない。しかし、投票の記載によつては投票意思を明確にしがたいものを、その記載と特定の候補者の氏名との若干の類似性を手がかりとして、選挙人はつねに候補者中の何びとかに投票するものという推測のもとに、これを右特定の候補者の得票と解するような判定の仕方にはわかに容認しがたい。(昭和42年9月12日最高裁判決)

他事記載に関しては、公選法第68条第1項第6号において、候補者の氏名のほか他事(職業、住所、身分又は敬称の類を除く)を記載した投票を無効とする旨定めており、他事記載の投票を無効とする趣旨は、投票の記載が投票者の何人であるかを推知させる機縁をつくり、秘密投票制を破壊するのを防止するため、そのような記載を抑制することにあるから、右他事記載とは、符号、暗号等これによりその投票をした選挙人の何人であるかを推知させる意識的記載であつて、しかもこれが明白な場合を指すものというべく、単に、氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完全な記載、誤つて不用意に、あるいは、習慣性のものとして無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、右の他事記載には当たらないものと解するのが相当である。(昭和63年6月30日仙台高裁判決)とされているが、一方で、投票者の意図如何は明らかでなくても、それが無意識的なものでなく、ともかくも書くことにつき意識あつて記載したものであるべき限りは原則として事項の大小などを問わず、一般的に選挙の公正を害するおそれがあるものとして無効とされなければならない。(昭和35年3月24日高松高裁判決)とされているところである。また、「タカシミノル」と記載された投票は、「タカ」の2字の右側に付した傍点の大きさ、形状及び記載位置等に徴しいわゆる有意の他事記載に当たるから無効である。(昭和37年4月6日名古屋高裁判決)とされているところである。

なお、投票用紙に記載された氏名が一の候補者の氏と他の候補者の名とから成つていて、氏も名も全く関連のない二人以上の候補者の氏と名を完全に混記した投票(いわゆる完全混記投票)が公選法第68条第7号(現第1項第8号)の「公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」として無効な投票に扱われることは確定された判例であり、かつ行政実例も学説もこれに従う異論をみない取扱いであつて、今日では社会通念とすらなつてきているところである。(昭和57年3月4日最高裁判決)

このような観点から本件の投票(抽出票)の効力について順次検討する。

(1) 比嘉候補の有効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表甲に記載された(1)は、名が「たくみ」と記載されており、申立人の名「たくま」とも2文字目まで一致しているが、氏が「比嘉」と明確に記載されており、「たくみ」という名の候補者は他にいないことから、比嘉候補の氏名を記載しようとして名の最後の1文字「や」を「み」と誤記したものと解するのが相当である。

(2) 申立人の有効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表乙に記載された(1)は、名が「たくみ」と記載されており、比嘉候補の名「たくや」とも2文字目まで一致しているが、氏が「東恩納」と明確に記載されており、「たくみ」という名の候補者は他にいないことから、申立人の氏名を記載しようとして名の最後の1文字「ま」を「み」と誤記したものと解するのが相当である。

(2)は、1文字目は1画目と2画目が未接続であるが全体的に見て「タ」と判読でき、2文字目は「ク」の右上に濁点のような「ッ」とも読めるような記載が見受けられ、3文字目は2画目の上方への飛び出しがないことが明確に確認できて、「ヤ」ではなく「マ」と判読できるのであるから、全体的に見て、2文字目は「ク」を訛つて「グ」と記載しようとして勢いのあまり濁点が「ッ」のような記載になつた「ク」の誤記と解するのが相当である。なお、2文字目の上方に点が付されているのが確認できるが、運筆途中で不用意に付着したものと認められ、他事記載には当たらないものと解する。

(3)は、申立人の氏名を記載した右側に「無所属」との記載がなされており、公選法第68条第1項第6号の公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したものに当たるとはならないかとのことで抽出されているが、同号ただし書きにおいて、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでないとしており、本選挙において、無所属で立候補し、投票所記載台の候補者氏名等掲示における党派も「無所属」と表示されていた申立人のその身分の類としての党派を氏名とあわせて記載したものと捉えるこ

とができる。

従って、(1) から (3) の各投票は、いずれも申立人の有効投票と解すべきである。

(3) 照屋候補の有効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表丙に記載された(1)は、4文字目が「テ」と記載されているが、氏は「テルヤ」と明確に記載されており、「テルヤ」姓及び名が「テ」で始まる候補者は他にいないことから、「テ」は「ゼ」の誤記と解され、照屋候補の氏名を記載したものとして判読するのが相当であるが、1文字目「テ」の右下、2文字目「ル」と3文字目「ヤ」の各右側にそれぞれ傍点の記載が確認できる。これらは、氏の各文字の右側にそれぞれ一点ずつ連続的に記載されており、その位置、筆勢及び運筆の方向から判断して、無意識的に記載されたもの、不慣れな筆の誤りで不用意に付されたものとは認め難く、また読点と同一視することもできないことから、当該記載を書くことにつき意識あって記載したものと認めざるを得ず、候補者の氏名のほか他事を記載したものとして無効投票と解するのが相当である。

(2)は、3文字目まで漢字で明確に「照屋全」、4文字目以降は片仮名で「ゼンテツ」と明確に記載されている。全体的に見て、漢字で照屋全哲と記載しようとして、3文字目まで記載したものの、4文字目の漢字を書くことができず、続けて名を片仮名で記載したものと解するのが相当である。

(3)及び(5)は、4文字目が「デ」と記載されているが、氏は「テルヤ」と明確に記載されており、「テルヤ」姓及び名が「デ」で始まる候補者は他にいないことから、「デ」は「ゼ」の誤記と解するのが相当である。

(4)、(6)及び(16)は、3文字目が「デ」と記載されており、(4)の6文字目は「シ」と読めるが、氏は「照屋」と漢字で明確に記載されており、「照屋」姓及び名が「デ」で始まる候補者は他にいないことから、「デ」は「ゼ」の誤記、「シ」も字体のよく似ている「ツ」の誤記と解するのが相当である。なお、(4)の6文字目の右下と(16)の1文字目と2文字目の付近に薄い点が付されているのが確認できるが、いずれも習慣のないし運筆途中に不用意に付着したものと認められ、他事記載には当たらないものと解する。

(7)及び(14)は、名が「ゼン」で始まる候補者は照屋候補と仲村候補の2名いるが、3文字目が「テ」と明確に記載されており、4文字目の「ス」ないし「ル」も照屋候補の名の4文字目の「ツ」と同じウ音であることから、全体的に見て、「ツ」と書こうとして、「ス」ないし「ル」と誤記したものと解するのが相当である。

(8)は、1文字目が「ガ」とも読めるとのことで抽出されているが、その筆跡及び運筆の具体等から判断して「ゼ」と判読するのが相当である。なお、氏が「ガ」で始まる候補者は1名(我喜屋宗重)いるが本記載と類似性のない「ガキヤ」であり、名が「ガ」で始まる候補者は他にいない。

(9)は、5文字目が「タ」と記載されているが、氏は「照屋」と漢字で明確に記載されており、「照屋」姓及び名が「タツ」で終わる候補者は他にいないことから、「タ」は「テ」の誤記と解するのが相当である。

(10)は、3文字目が「善」と記載されているが、氏は「照屋」、4文字目も「哲」と漢字で明確に記載されており、「照屋」姓の候補者は他におらず、名が「善」で始まる候補者は1名(仲村候補)いるものの「善幸」であることから、全体的に見て、照屋候補の氏名を書こうとして名の「全」を「善」と誤記したものと解するのが相当である。

(11)は、氏は「てるや」と平仮名で明確に記載されており、名が「ンテツ」に類似する候補者も照屋候補以外にいないことから、全体的に見て、照屋候補の氏名を書こうとして名の「ゼンテツ」の1文字目の「ゼ」を脱字したものと解するのが相当である。なお、5文字目の1画目と2画目の間に点が付されているのが確認できるが、運筆途中に不用意に付着したものと認められ、他事記載には当たらないものと解する。

(12)は、3文字目まで「ゼンテ」と片仮名で明確に記載されている。氏又は名が「ゼ」で始まる候補者は、氏はなく、名は照屋候補と仲村候補の2名いるが、3文字目が「テ」と明確に記載されており、照屋候補の名と4文字中3文字が続けて一致することから、全体的に見て、照屋候補の名の「ゼンテツ」を書こうとして、4文字目の「ツ」を脱字したものと解するのが相当である。

(13)は、氏又は名が「ケン」で始まる候補者は、氏はなく、名は島袋権勇(以下「島袋候補」という。)

(けんゆう)と玉城健一(以下「玉城候補」という。)(けんいち)の2名おり、氏又は名が「テツ」で終わる候補者は、氏はなく、名は照屋候補1名のみとなっている。以上の3候補者中、照屋候補は4

文字中3文字が一致しており、1文字目も「ケ」と「ゼ」は同じエ音となっているが、島袋候補と玉城候補は最初の2文字のみの一致にとどまっていることから、全体的に見て、1文字目を「ゼ」と書こうとして、「ケ」と誤記したものと解するのが相当である。

(15) は、投票用紙の候補者氏名欄の欄外に「センテツ」と記載されている。氏又は名が「セ」で始まる候補者はなく、氏又は名が「テツ」で終わる候補者も、氏はなく、名は照屋候補1名のみとなっており、照屋候補の名と4文字中3文字が一致し、1文字目も「セ」と「ゼ」は濁点があるかないかの違いで発音は同じエ音となっていることから、全体的に見て、照屋候補の名を書こうとして1文字目の濁点を付け忘れたものと解するのが相当である。なお、4文字目の左側に点が付されているのが確認できるが、運筆途中に不用意に付着したものと認められ、他事記載には当たらないものと解する。

(17) ないし (19) は、氏又は名が「デ」で始まる候補者はなく、氏又は名が「テツ」で終わる候補者も、氏はなく、名は照屋候補1名のみとなっており、照屋候補の名と4文字中3文字が一致し、1文字目も「デ」と「ゼ」は同じエ音となっている。なお、名が「ゼ」で始まる候補者として仲村候補もいるが、「ゼンコウ」であることから、全体的に見て、照屋候補の名を書こうとして1文字目の「ゼ」を「デ」と誤記したものと解するのが相当である。なお、(18) の4文字目の「ツ」については、1画目と2画目の下に同じような更なる記載が見受けられるが、正確を期するために加筆したものと認められるから、他事記載には当たらず「ツ」と解するのが相当であり、(19) についても、3文字目の右側に薄い点が付されているのが確認できるが、運筆途中に不用意に付着したものと認められ、他事記載には当たらないものと解する。

(20) は、1文字目は直ぐに判読することはできないものの、2文字目は片仮名の「ヤ」、3文字目は1画目の短い左下へのはらいが確認できないものの片仮名の「ゼ」と読むことができ、4文字目以降は片仮名で「ンテツ」と記載されている。全体的に見て、文字に不慣れな者が、1文字目を「照」と書こうとして途中でやめ、2文字目以降を片仮名で「ヤゼンテツ」と記載したものと解するのが相当である。

(21) は、氏又は名が「ゲ」で始まる候補者はなく、氏又は名が「テツ」で終わる候補者も、氏はなく、名は照屋候補1名のみとなっており、照屋候補の名と4文字中3文字が一致し、1文字目も「ゲ」と「ゼ」は同じエ音となっている。なお、1文字目を仮に「ケ」と解した場合に、氏又は名が「ケン」で始まる候補は、氏はなく、名は島袋候補（けんゆう）と玉城候補（けんいち）の2名いるが、両候補とも最初の2文字のみの一致にとどまっていることから、やはり全体的に見て、1文字目を「ゼ」と書こうとして、「ゲ」と誤記したものと解するのが相当である。

(22) は、3文字目は判読困難な記載であり、5文字目もその運筆の具合等から「シ」と読めるが、1文字目と2文字目は「ゼン」、4文字目は「テ」と明確に記載されている。氏又は名が「ゼ」で始まる候補者は、氏はなく、名は照屋候補と仲村候補の2名であるが、照屋候補とは3文字、仲村候補とは最初の2文字のみが一致していることから、全体的に見て、3文字目を他事記載と見るよりは、その運筆の具合等から（9）と同様に「テ」と書こうとして「タ」のような文字を誤記し、誤りに気付いて、照屋候補の名を記載する意思でその3文字目の「テ」を続けて明確に記載し、続いて「ツ」と書こうとして字体のよく似ている「シ」を誤記したものと解するのが相当である。なお、1文字目の左側に短い横線、4文字目の1画目の下に点が付されているのが確認できるが、書き始め及び運筆途中に不用意に付着したものと認められ、他事記載には当たらないものと解する。

従って、(1)を除いた(2)から(22)の各投票については、他にこれを他の候補者の得票又は、無効投票とするだけの理由がないのでいずれも照屋候補の有効投票と解すべきである。

(4) 無効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表丁に記載された(1)は、3文字目のやや上方に抹消が不十分であったために残った痕跡が認められ、これらとの重なり具合で明確ではないが、3文字目を「ヤ」又は「や」と解すると、5文字目まで照屋候補と一致し、氏が「てるヤ（や）」の候補者も照屋候補1名のみとなっているが、名が「ぜんこう」と明確に記載され、他の候補者である仲村候補の名と完全に一致していることから、照屋候補の氏と仲村候補の名を何れも完全明確に記載したいいわゆる完全混記投票であり、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断しがたい場合（昭和32年9月20日最高裁判決）に該当することから、候補者の何人を記載したかを確認し難い投票として無効投票と解するのが相当である。

4 申立人及び照屋候補の有効投票

以上の検討の結果によると申立人及び照屋候補の有効投票の増減は、次のとおりである。

	申立人	照屋候補
有効投票中	減なし	1票減
無効投票中	増なし	増なし
計	増減なし	1票減

上記の結果により選挙会において決定された両者の得票数である

照屋全哲	729票
東恩納琢磨	728票

は修正すべきこととなり、その結果両者の得票数は、

照屋全哲	728票
東恩納琢磨	728票
差	0票

となる。

従って、申立人の得票数は、照屋候補の得票数と同数となるので、市委員会の決定の取り消しと照屋候補の当選を無効とする旨の裁決を求める申立人の主張は理由がある。なお、申立人は、本件選挙の当選人であるとの確認も求めているが、申立人の得票数は、上記のとおり、照屋候補の得票数と同数に止まるものであって、当選人であるとの確認を求める申立ては理由がない。

よって、当委員会は、公選法第216条第2項において準用する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成19年1月25日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

別表 甲		別表 乙			
番号	(1)	番号	(1)	(2)	(3)
投 票	<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 北 嘉 右 川 美	<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 東 恩 納 たく み	<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 夕 川 大	<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 東 恩 納 辰 幸	<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 無 所 属

別表 丙

番号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
投票	<p>こうほしゃしめい 候補者氏名</p>	<p>こうほしゃしめい 候補者氏名</p>	<p>こうほしゃしめい 候補者氏名</p>	<p>こうほしゃしめい 候補者氏名</p>	<p>こうほしゃしめい 候補者氏名</p>
	<p>テ ル ヤ テ ニ テ ツ</p>	<p>昭 屋 金 ゼ ン テ ツ</p>	<p>テ ル ヤ テ ニ テ ツ</p>	<p>昭 屋 テ ニ テ ツ</p>	<p>テ ル ヤ テ ニ テ ツ</p>

別表 丙

番号	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
投票	候補者氏名	候補者氏名	候補者氏名	候補者氏名	候補者氏名
	照尾 デンテツ	ゼンテス	ゼンテツ	照尾ゼンテツ	照尾善哲


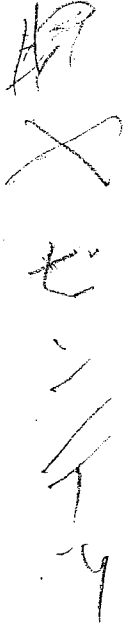


別表 丙

番号	(11)	(12)	(13)	(14)
投 票	こうほしゃしめい 候補者氏名	こうほしゃしめい 候補者氏名	こうほしゃしめい 候補者氏名	こうほしゃしめい 候補者氏名
	エ ル ヤ ン テ ツ	ゼ ン テ	ケ ン テ ツ	ゼ ン テ ル

別表 丙

番号	(15)	(16)	(17)	(18)
投票	<p>こうほしゃしめい 候補者氏名</p> <p>二、候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p>一、候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p>	<p>こうほしゃしめい 候補者氏名</p> <p>照屋 テンテツ</p>	<p>こうほしゃしめい 候補者氏名</p> <p>テンテツ</p>	<p>こうほしゃしめい 候補者氏名</p> <p>テンテツ</p>

別表 丙

番号	(19)	(20)	(21)	(22)
投票	<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名	<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名	<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名	<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名
				

別表 丁

番 号	(1)
--------	-----

投 票	<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名
	て る お せ ん し ん

収 用 委 員 会 事 項

沖縄県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成19年1月30日

沖縄県収用委員会

会長 玉 城 辰 彦

- 1 起業者の名称 豊見城市

- 2 事業の種類 豊見城市道256号線新設工事（豊見城市字翁長木山原及び浜原地内）及びこれに伴う一般国道331号一部改築工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所 在	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備 考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
豊見城市字翁長木山原	775番	畑	畑	995.00	1001.56	244.92	注1
豊見城市字翁長木山原	776番	畑	畑	994.00	994.00	268.05	注2

注1 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の5、6、9、8、3、4、5の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別添図面省略）

注2 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の6、8、7、4、5、6の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別添図面省略）

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所
高安秀光	豊見城市字翁長760番地

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成19年1月11日

そ の 他

平成18年11月12日に実施した沖縄県知事の委任に係る平成18年度行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

平成19年1月30日

財団法人行政書士試験研究センター
理事長 池ノ内 祐 司

試験会場	受験番号	試験会場	受験番号	試験会場	受験番号	試験会場	受験番号
琉球大学	9310168	琉球大学	9310180	琉球大学	9310221	琉球大学	9310254
琉球大学	9310266	琉球大学	9310487	琉球大学	9310518	琉球大学	9310530
琉球大学	9310537	琉球大学	9310591	琉球大学	9310649		

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号 販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	--